

平成 20 年 2 月 8 日
日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

1. 調査目的

2008 年 1 月 2 日に、米国国土安全保障省税関国境保護局(Bureau of Customs and Border Protection, Department of Homeland Security)は、「輸入者セキュリティ申告及び船社追加情報申告(10+2 ルール)」についての提案ルール(プロポースド・ルール)を発表した。

貨物マニフェスト情報の船積み 24 時間前申告を義務付けた所謂「24 時間ルール」によって我が国輸出企業は、輸出リードタイムの 48 時間延伸など大きな影響を被ってきたことから、同じく船積み 24 時間前の申告を義務付けた「10+2」ルールも、我が国輸出者に大きな影響を及ぼす可能性がある。

本調査は、上記プロポースド・ルールの内容が、我が国輸出者にどのような影響が生じるかを分析し、併せて、問題点を整理して米国国土安全保障省税関国境保護局への意見案作成の資とすることを目的とする。

2. 調査内容

- ① 2008 年 1 月 2 日付け米国官報 Federal Register” Federal Register/Vol.73, No.1 / Wednesday, January 2, 2008/Proposed Rules, Importers Security Filing and Additional Carrier Requirements”の内容を、輸出オペレーションの視点に立って分析する。
- ② 10 データ項目のそれぞれについて、船積み前提出の問題、商業上法保護上の問題、その他想定される問題を整理する。
- ③ 米国国土安全保障省税関国境保護局へ提出する意見内容に対する助言。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 申請者は、調査対象地域に事務所を有しそれぞれの事務所から報告書を提出すること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 18 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 3 月 18 日まで
- ・ 提出物 : 調査レポート
- ・

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。

- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 20 年 2 月 8 日～2 月 15 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 20 年 2 月 20 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:部会・貿易業務グループ 担当者名前 橋本 弘二

E メール:(hashimoto@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9800

FAX:03-3436-0509

(なお、当該情報に関するウェブサイトは組合員限定となっております。同サイトを公募の参考にされた方は上記担当者までご連絡下さい。)

以上